

佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>陶磁器製造技術</u>の研究開発及び指導に関すること。</p> <p>(3) <u>陶磁器デザイン</u>の研究開発及び指導に関すること。</p> <p>(4) <u>ファインセラミックス</u>の研究開発及び指導に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の課及び部を置く。</p> <p><u>企画総務課</u></p> <p>窯業人材課</p> <p><u>陶磁器部</u></p> <p><u>ファインセラミックス部</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、課に課長、<u>部に部長</u>を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>陶磁器等製造技術</u>の研究開発及び指導に関すること。</p> <p>(3) <u>陶磁器等デザイン</u>の研究開発及び指導に関すること。</p> <p>(4) <u>陶磁器等の企画、製造、流通、販売等一連の事業活動の方法の研究開発及び当該事業活動の支援</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の課を置く。</p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>研究企画課</u></p> <p>窯業人材課</p> <p><u>技術開発課</u></p> <p><u>事業デザイン課</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、課に課長を置く。</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 課及び部に係長を置くことができる。</p> <p>4 前3項に定める者のほか、センターに課長、部長及び係長を置くことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 課長及び部長は、上司の命を受けて、その課及び部の事務を掌理する。</p> <p>8 係長は、上司の命を受けて、その課及び部の事務の一部を処理する。</p> <p>9 略 (職務の代行)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した課長又は部長がその職務を代行する。</p> <p>3 略 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>3 課に係長を置くことができる。</p> <p>4 前3項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。</p> <p>8 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>9 略 (職務の代行)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した課長がその職務を代行する。</p> <p>3 略 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。